

地方税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第二一号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方法人課税

1 経済の好循環の確立に向けた法人税改革の一環として、法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行う。

2 地方創生の推進に向け、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止等を行う。

二、車体課税

自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入等を行う。

三、固定資産税及び都市計画税

一定の遊休農地等の保有に係る課税の強化及び軽減等を行う。

四、その他

1 個人住民税の徴収引継特例の対象拡大等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成二十八年四月一日から施行する。